

09年5月27日 環境省交渉速報記録

文責：辺野古への基地音説を許さない実行委員会 省交渉チーム

2009年5月27日午後2時～3時20分 共用会議室

出席者

○環境省：8名

総合環境政策局 環境影響審査室 藤井審査官、滝藤係員

総合環境政策局 環境影響評価課 沼田補佐、小関係員

水・大気環境局 総務課 今岡補佐

自然環境局 自然環境計画課 高木補佐、荒牧サンゴ礁専門官

自然環境局 野生生物課 小川補佐

○議員：2名

土方准子（衆議院議員赤嶺政賢秘書）、青葉博雄（衆議院議員近藤昭一事務所）

○辺野古実：13名

I 質問・要請書への回答

1 辺野古に米軍新基地ができた場合の影響について

移設協議会の場で、防衛局にジュゴンを含む自然環境に配慮する環境アセスをするようにと意見を述べている。現在は準備書へ意見が取りまとめられ、今後沖縄県知事の意見が出される段階になっているので、環境省としてはその動きを注視している。

2-（1）意見書の手続き等について

「事後調査」について報道されたことは知っている。5月8日の生物調査については事前に防衛省から聞いていたが詳しくは知らない。

専門家の名前については、名前を出すことに慎重な専門家が多いし、名前が出ている案件は知らない。新しい主務省令（平成18年9月30日施行）になってから専門家の意見を出すようになったが、名前を出している事例は知らない。名前を出すことに意味はない。

2-（2）準備書について

*ヘリパット、オスプレイなどは準備書になってから出てきたものだと理解している。

*土の調達については事業者自らが取ってくるのはアセスの対象だが、購入してくる土についてはアセスの対象ではない。

*生態系への影響については今の段階で環境省が意見を言うことはない。

*「調査漏れ」の項にある不慮の事故、治安悪化などは環境影響評価の対象ではない。

2-（3）協議会とワーキングチームについて

環境省はワーキングチームに参加していないので分かりません。直近は3月27日頃に開かれたと思う。

2-（4）キャンプシュワブ内工事について

防衛省からは聞いている。環境省で判断することではない。飛行場工事とは別なのでアセスの対象外。

2-（5）埋め立て工事について

公有水面埋立法では購入先の土はアセスの対象外で、自ら調達する土は対象になる。環境に配慮した土を購入することは準備書で書かれている。

2－(6) 今後の工程について

事業者が決めること。環境省でその「予測」はしていない。ゼロオプションはアセス法では求められていない。(昨日の報道に関する質問に答えて) 昨日火力発電所に対して環境大臣が厳しい意見を述べ、事業の進め方を経済産業省が検討することになった。

3－(1) 自然保護について

青サンゴの保護について今意見を述べる段階ではない。

3－(2) ジュゴン保護について

環境省の平成15年調査で最小個体確認数は5頭。準備書には3頭が確認されたと書いてある。これについて意見はない。新たに環境省が調査する予定はない。平成13年から15年の調査をふまえて地元と地域振興やジュゴン保護の話し合いを進めている。

3－(3) 沖縄の生物多様性について

名古屋での国際会議に向けて生物多様性の新たな目標などを含めて検討している。辺野古のことについては、1年以上先のことなので取り上げられるかどうか分からない。

4－(1) 日米合同委員会環境分科委員会について

4半期毎に一度開催している。米側の合意無しでは答えられない。毎年環境調査をしている調査結果については合意をとることができれば公表されることになる。環境省のHPや国会図書館で見ることができる。担当は環境省である。

II 論議

2－(1)、(3) について

環境省：専門家の意見は求めるが、名前を文書に記載することまでは求めない。名前ではなく専門家の専門分野と意見が大事だ。

実行委：第三者性や中立性を担保するためにも名前の公表が必要だ。沖縄県民の世論調査(朝日新聞・沖縄タイムス共同)で「防衛省は環境に及ぼす影響は少ないと言っています。納得できますか」で「納得できない」が80%。環境影響評価制度が不信感を持たれている。環境大臣は「自然環境と生活環境の保全を最大限配慮することが重要であり、今後の手続きでも意見を述べる」と移設協議会(4/8)で発言している。沖縄防衛局は環境アセスで環境保全について最大限配慮していない現状で、環境省は法を活用して意見を述べるべきではないのか。

環境省：環境大臣の発言は承知しているが、今は注視している段階だ。購入先の土砂までアセスを求めることは、セルフコントロールの原則を超えてしまうことになる。

実行委：知事意見で調達先を明らかにすることが求められていたが。準備書前に明らかにすべきではないか。今後、だれがチェックできるのか。環境省が言わなければ防衛省は環境影響に配慮しない。環境省は何ができるのかを明らかにしてほしい。

環境省：調達先は決まった段階で明らかにすればよい。環境に配慮した土を県内外から調達すると書いてあるので問題ない。書いてあることは実行しなければならない。セルフコントロールなのでチェックするということがなじまない。みなさんの意見で「環境に配慮した土を調達する」との準備書になったことがアセスメントだ。

実行委：沖縄防衛局は準備書で「専門家から定量的な評価を求められなかったから」と定量的評価（どの程度影響が出るのか）の手法を取っていないことを弁解している。環境省告示87号「判定基準に関する基本的事項」に反している。この件について指導すべきだ。

環境省：これから先の問題なので、この案件について約束するわけではないが。主務省令では定量的な把握ができないときは、定性的な把握でよいと書いてある。

実行委：事後調査について環境省は知っていると言っていたが。追加現況調査と書いてある文書がある。準備書の公告縦覧が終わっても調査するっておかしい。複数年調査を求める声を無視しているのに。来年3月までジュゴン調査すると言っている。何のための調査かを防衛省に明らかにさせて下さい。準備書の公告縦覧のやり直しをするべきだ。

環境省：調査は調査であって必要なもので、事業者は継続的に調査している。国の事業では事後の継続的調査を行っている。準備書のやり直しは防衛省が決めることだ。防衛省は調査が終わったと言っているわけではない。

実行委：環境省が説明しているアセスメント制度に反することになるのではないか。事業者が現在進めている調査の実態を、環境省が知らないことは問題だ。合法的かどうかはだれがチェックするのですか。

環境省：環境省はチェックしません。事業者が調査結果をどの程度下げられるかを書いて、基準値以下になっているかどうかを確認することが評価です。制度上、だれが監視するのかは関係ない。

実行委：オスプレイが配備されたことを想定して騒音調査すべきだとの意見を出したが。

環境省：それは一つの意見だが環境省が今意見を言う段階ではない。

実行委：タッチアンドゴーの訓練とV字型滑走路に矛盾がある。

環境省：それは一つの着眼。

実行委：環境省は環境を守る立場に立って下さい。

以上